

下記内容の広告を車体に表示する事は出来ない。車体に表示する内容はトムスが権限を持ち、ドライバーはこれを拒否する事は出来ない。

1. 公序良俗に反するもの。
2. 政治・宗教に関連したもの。
3. 本競技会に関係するスポンサーと競合するもの。

第9章 肖像権に関する事項

第28条 肖像権

ドライバー及びピットクルーの肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像など報道要員の放送、出版に関する権限を主催者が有し、この権限を第三者が使用する事を許可する事ができる。

第10章 その他の一般事項

第29条 競技会の延期、中止および取止め

「JAF国内カート競技規則カート競技会組織に関する規定」第1章 第6条に基づき、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会を延期、中止または取り止めることができる。競技会が中止、取止め、または24時間以上延期される場合は、エントリーフィーは保険料を除き返還される。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第30条 損害の補償参加者は参加車両及びその付属品並びに、コース及び主催者の施設、機材、器具に対する損害の保証、責任を負うものとする。コースの所有者、大会総合事務局および大会役員は一切の補償責任を負わないものとする。

第31条 負傷時の受診義務大会期間中負傷した場合、指定の病院又は医務室にて診断を受けなければならない。受診していない場合、保険の適用から除外される場合がある。指定の病院は第37条に示す。

第32条 ドライバー及びピット要員の遵守事項

ドライバー及びピット要員は本統一規則の下で開催される競技会中に生じた事態について、コースの所有者、大会総合事務局及び競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。また、ドライバー及びピット要員が、スポーツマンらしくからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。

第33条 誓約書の署名

ドライバー、ピット要員は、参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第34条 本規則書の解釈本統一規則並びに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。